

日介支専協第 25-0049 号

平成 25 年 6 月 3 日

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
都道府県支部長 殿

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
会 長 木 村 隆 次  
[公 印 省 略]

地域における介護労働懇談会への参加等に係る協力依頼について  
(ご連絡)

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省老健局より、事務連絡「地域における介護労働懇談会への参加等に係る協力依頼について」が発出されましたので、資料を添付しご連絡申し上げます。

「介護労働懇談会」は各都道府県の行政機関と地域の介護関係機関が連携し、介護人材を確保する取組みです。

貴支部におかれましては、貴都道府県の行政機関より本取組みに係る協力の要請がございましたら、積極的なご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡  
平成25年5月31日

各都道府県介護保険担当部（局） 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

### 地域における介護労働懇談会への参加等に係る協力依頼について

介護人材の継続的な確保、定着、育成を図るためには、都道府県等の行政機関等と地域に多く存在する介護関係機関等が連携して、各地域における介護労働の現状と課題、展望等について情報交換するとともに、相互に支援することが必要です。

このため、都道府県における介護人材の確保等の取組の一助になるものとして、現在、厚生労働省職業安定局と職業能力開発局において、平成25年度から都道府県ごとに、介護労働の関係機関や団体からなる、「介護労働懇談会」という集合体を設けるための準備が進められています。（別紙参照）

この介護労働懇談会の事務局は、各都道府県の「介護労働安定センター支部又は支所」が担い、介護労働懇談会を構成する機関等との連絡調整、懇談会の事務を行うこととしております。

つきましては、都道府県において既に「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づき、広域的なネットワークの構築など、福祉・介護人材の質的向上の支援に努めていただいていることと存じますが、介護労働安定センター又は都道府県労働局から介護労働懇談会の設立及び当懇談会の趣旨説明、さらに介護労働懇談会への参画を依頼された場合には、積極的な参画をお願いします。

また、同様に都道府県内にある社会福祉協議会（福祉人材センターを含む）や介護事業所団体に対しても、介護労働安定センター等から参画の依頼があることをご了知願います。

## 介護労働懇談会の制度概要

### 1 目的

安心して働くことができる介護事業所の職場作りを支援することにより、介護分野の人材確保及び定着を図るため、地域において、介護労働関係機関等から構成されるネットワークを設置し、相互の施策、事業に対する理解の促進、情報交換・共有、地域の実情に応じた役割や分担の検討等を行う。

### 2 構成員(予定)(都道府県福祉関係部局と調整の上定める。)

#### (1)行政機関等

- ア 都道府県労働局、公共職業安定所
- イ 都道府県(福祉関係部局、能力開発関係部局)
- ウ 介護労働安定センター(都道府県名)支部(所)  
※介護労働懇談会の事務局は、介護労働安定センター支部(所)が行う

#### (2)介護関係団体

- ア 都道府県社会福祉協議会(福祉人材センターを含む)
- イ 都道府県単位で構成する介護団体の支部
- ウ 介護福祉士会等の職能団体

#### (3)医療関係団体

- ア 都道府県医師会
- イ 都道府県単位で構成する訪問看護団体

#### (4)その他関係機関等

- ア 介護分野の教育訓練施設等(養成施設等)
- イ 介護労働に係る専門家
- ウ 介護事業主
- エ 労働組合
- オ(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県職業訓練支援センター
- カ 各支部(所)の実情に応じて参画を必要とするもの

### 3 事業内容

- (1)介護事業所の人材確保、雇用管理改善、能力開発等に係る情報交換・共有、地域の実情に応じた役割や分担の検討
- (2)合同面接会、「介護の日」などにおける協力
- (3)その他

### 4 開催頻度

- 必要に応じて随時開催する
- 平成25年度は第1回目を7月(予定)